

令和7年度 第1回 山形市成年後見推進協議会

日時 令和7年8月1日(金) 14:00～15:30

会場 市総合福祉センター 3階会議研修室1

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告

(1)令和6年度における山形市の利用促進の取組状況について

資料1

(2)各団体・機関の活動状況について

資料2

4 協 議

(1)令和7年度における山形市の利用促進の取組について

資料3

(2)事例検討

資料4—1・4—2

(3)その他

5 閉 会

山形市成年後見推進協議会 委員名簿

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(敬称略、順不同)

番号	氏 名	役 職	備考
1	豊田 正利	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	会長
2	石垣 肇之	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長	職務代行者
3	石沢 光康	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長	
4	柴田 邦昭	山形県社会福祉士会 業務執行理事(兼)事務局長	
5	中村 雄二郎	山形県行政書士会	
6	後藤 和樹	山形さくら町病院 医療福祉相談室 室長	欠席
7	山本 元	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事	
8	曾田 雄	山形県知的障がい者福祉協会 相談支援部会副部会長 (向陽園地域生活支援センター心音)	
9	武田 信広	山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 (地域包括支援センター敬寿会)	交替
10	阿部 遼華	山形市障がい者自立支援協議会 相談支援部会 (相談支援事業所まんざく)	
11	栗田 俊彦	やまがた市民後見サポートセンター 副理事長	
12	川井 幸樹 (代理:土屋 真幸)	山形県健康福祉部高齢者支援課長 (同課 地域包括ケア推進専門員)	交替

オブザーバー

1	有我 信敬	山形家庭裁判所 訟廷管理官	
---	-------	---------------	--

山形市福祉推進部

1	平吹 史成 福祉推進部長
2	阿部 伸也 福祉推進部次長(兼)長寿支援課長
3	清野 開 福祉推進部障がい福祉課長
4	加藤 慶子 長寿支援課課長補佐
5	齋藤 俊邦 障がい福祉課課長補佐
6	進藤 義悦 長寿支援課課長補佐(兼)ようご支援係長
7	太田 陽子 障がい福祉課障がい福祉第二係長
8	渋間 仁敬 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
9	佐藤 明日香 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
10	奥山 紗央里 障がい福祉課障がい福祉第二係主任精神保健福祉士
11	山口 大地 障がい福祉課障がい福祉第二係 主事

山形市社会福祉協議会(山形市成年後見センター)

1	高瀬 謙治 常務理事
2	佐藤 貴司 事務局長
3	漆山 弘幸 事務局次長
4	鈴木 裕美 成年後見センター長(兼)相談支援課長
5	児玉 和行 相談支援課 権利ようご係長
6	神谷 晃司 相談支援課 権利ようご係 主査
7	木内 優子 相談支援課 権利ようご係 主任

令和6年度における山形市の利用促進の取組状況

1. 地域連携ネットワークの強化

(1) 山形市成年後見推進協議会の開催

第1回…令和6年7月24日に開催。

山形市及び各団体の活動状況報告。「成年後見制度活用検討チェックリスト」の協議。

第2回…令和7年2月20日に開催。

令和7年度の山形市取組の協議。「成年後見制度活用検討チェックリスト」の協議。

(2) 関係団体との連携

- 令和6年7月9日「市民児連高齢福祉研究部会」にて制度周知啓発を行いました。

- 令和7年1月20日「市民児連会長連絡会」にて制度周知啓発を行いました。

- 令和7年2月17日「市福祉協力員連絡会地区代表者会議」にて制度周知啓発を行いました。

2. 周知・広報

成年後見制度の普及ならびに成年後見センターの広報、また関係機関と連携・調整を図るため下記のような広報・普及活動を行っています。

(1) 成年後見センターチラシの作成、配布

成年後見センターのチラシを作成し、相談対応や各種研修会において配布しています。

「市高齢者保健福祉計画住民懇談会」時の提供資料として活用し、制度周知を図りました。

(2) 成年後見センターだより発行

成年後見制度の周知、センターからのお知らせ、広報を目的に発行しています。

令和6年度は、5月に500部を発行し、金融機関や包括、障がい相談支援事業所、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

また、令和6年12月に500部を発行し、金融機関や包括、障がい相談支援事業所、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

(3) 社協だより・ホームページへの掲載

社協だよりやホームページへ成年後見センターの紹介等を掲載し、広報・周知を図りました。

(4) 外部会議における周知・広報(出前講座、研修会講師依頼等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	2	15	3	5	3	2	8	12	12	15	6	11	94
令和5年度	0	3	3	2	1	5	4	2	1	4	0	1	26
令和4年度	1	2	1	0	4	2	2	0	0	0	1	1	14

実績:民児協定例会(第7地区)、認知症カフェ、介護保険施設(なごみの郷、めだかの学校等)、

各地域包括支援センター、市民向け等

● 内容

成年後見制度や成年後見センターの概要、現状、相談内容など対象者に合わせて説明を行っています。

(5) 成年後見制度市民セミナーの開催

令和6年9月30日に「万一に備えた金銭管理のポイント術～成年後見制度が必要な時～」と題し成年後見制度の活用法についてのセミナーを開催しました。

13名の参加者があり、セミナー後の個別相談にも4組が参加しました。

3. 相談対応

成年後見制度の利用に関する相談・個別の相談ケースの対応、申し立て手続きに対する助言、書類の書き方などの支援を行っています。

●相談対応を行う職員への研修

- ・「地域包括支援センター権利擁護部会」にて新任職員を中心に申立て状況の共有を行いました。
- ・後見センター内部で、制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施しました。

●令和4年度からの山形市成年後見センター事業相談及び問合せ状況

(1)相談・問い合わせ状況

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
相 談 内 訳	高齢者	初回	29	24	16	31	23	34	28	29	29	16	20	29	308
	高齢者	継続	12	10	11	17	8	17	25	12	16	10	9	19	166
	障がい者	初回	4	3	2	6	9	5	9	6	6	6	11	3	70
	障がい者	継続	2	1	3	5	2	3	4	6	2	1	5	8	42
	その他	初回	5	7	2	3	7	3	2	3	4	2	2	4	44
	その他	継続	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	6
	令和6年度 計		53	46	35	62	49	63	68	57	57	35	47	64	636
	高齢者	初回	20	23	21	12	30	16	12	14	24	20	14	13	219
	高齢者	継続	8	6	8	1	10	3	6	2	11	9	13	4	81
	障がい者	初回	3	6	4	3	6	2	6	4	7	5	1	3	50
	障がい者	継続	0	1	3	1	3	0	1	3	4	1	0	1	18
	その他	初回	2	1	2	0	3	2	3	2	2	3	3	5	28
	その他	継続	0	0	0	0	1	2	1	0	1	1	2	0	8
	令和5年度延べ件数		33	37	38	17	53	25	29	25	49	39	33	26	404
	令和4年度延べ件数		55	34	76	32	66	55	31	66	35	44	31	55	580

※初回…初めてセンターに入った相談 ※継続…2回目以降の相談

(2)相談連絡方法別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
問 合 件 数	電 話	高齢	31	22	15	38	20	29	35	26	30	15	22	24	307
	電 話	障がい	4	3	3	6	6	4	8	4	6	3	10	6	63
	電 話	その他	5	8	2	3	5	3	2	3	3	2	1	3	40
	来 所	高齢	5	10	5	4	10	12	12	13	8	7	3	18	107
	来 所	障がい	1	1	2	4	3	2	4	8	2	4	6	3	40
	来 所	その他	0	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	2	9
	訪 問	高齢	5	2	7	6	1	10	6	2	7	4	4	6	60
	訪 問	障がい	1	0	0	1	2	2	1	0	0	0	0	2	9
	訪 問	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	令和6年度 計		53	46	35	62	49	63	68	57	57	35	47	64	636

(3)相談者別内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
問合・相談者		高齢	3	6	3	2	2	11	4	5	6	1	3	4	50
		障がい	2	2	2	2	0	5	3	1	1	3	3	2	26
		その他	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
		令和6年度合計	5	8	6	4	3	16	7	6	7	4	6	7	79
		令和5年度合計	4	4	0	3	4	4	5	4	12	6	1	3	50
		令和4年度合計	9	1	8	2	13	4	9	14	0	2	1	10	73
		高齢	11	7	7	13	9	15	9	10	11	6	6	17	121
		障がい	2	1	1	4	2	1	6	3	4	1	5	1	31
		その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		令和6年度合計	13	8	8	18	11	16	15	13	15	7	11	18	153
		令和5年度合計	5	10	12	6	21	7	13	5	9	16	9	7	120
		令和4年度合計	12	6	12	7	16	15	7	15	7	16	14	11	138
		高齢	4	1	2	4	1	3	6	3	2	0	2	3	31
		障がい	0	0	0	3	2	1	0	1	0	0	0	1	8
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和6年度合計	4	1	2	7	3	4	6	4	2	0	2	4	39
		令和5年度合計	0	3	2	1	4	1	1	1	2	3	5	2	25
		令和4年度合計	4	1	9	6	5	0	1	2	4	4	2	1	39
		高齢	1	2	1	2	2	3	6	0	1	1	2	2	23
		障がい	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
		その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		令和6年度合計	1	2	1	2	4	3	6	0	1	1	2	3	26
		令和5年度合計	0	0	4	2	2	1	1	0	6	0	2	0	18
		令和4年度合計	5	0	4	1	6	8	2	4	4	3	0	4	41
		高齢	13	10	8	16	9	15	14	11	15	17	11	12	151
		障がい	0	0	2	1	3	1	4	4	1	2	3	2	23
		その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		令和6年度合計	14	10	10	17	12	16	18	15	16	19	14	14	175
		令和5年度合計	15	12	11	2	13	8	5	6	14	5	5	5	101
		令和4年度合計	12	12	25	6	15	16	5	16	5	9	11	13	145
		高齢	0	0	0	0	1	1	0	4	0	0	0	0	6
		障がい	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和6年度合計	0	0	0	0	2	1	0	4	0	0	0	0	7
		令和5年度合計	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
		令和4年度合計	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	1	6
		高齢	0	1	1	2	6	0	1	1	0	0	0	2	14
		障がい	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	5
		その他	0	6	1	0	3	3	1	1	3	2	0	1	21
		令和6年度合計	1	7	2	2	10	3	2	3	3	3	1	3	40
		令和5年度合計	4	1	3	0	0	0	0	3	3	0	2	3	19
		令和4年度合計	6	6	5	4	3	1	0	5	6	3	0	6	45
		高齢	9	7	5	9	1	3	13	7	10	1	4	8	77
		障がい	1	1	0	1	1	0	0	2	1	0	3	4	14
		その他	5	2	1	2	2	1	1	1	1	0	2	3	21
		令和6年度合計	15	10	6	12	4	4	14	10	12	1	9	15	112
		令和5年度合計	5	6	6	3	8	4	4	6	3	9	9	5	68
		令和4年度合計	7	8	11	5	8	10	5	10	9	2	3	9	87

※…障がい相談支援事業所や医療機関。

R7年度は、医療機関と障がい相談支援事業所の分類を独立させる予定。

(4)相談内容内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
相談内容		高齢	20	18	14	8	14	30	17	24	23	14	20	24	226	
		障がい	2	3	2	2	8	6	4	2	4	2	9	4	48	
		その他	1	1	1	2	3	2	0	0	0	0	1	1	12	
		令和6年度合計	23	22	17	12	25	38	21	26	27	16	30	29	286	
		令和5年度合計	18	20	23	8	26	13	14	14	19	22	13	12	202	
		令和4年度合計	18	13	25	13	34	17	16	32	15	21	17	27	248	
		申立・手続・説明・支援	高齢	12	7	10	10	10	17	15	11	9	4	7	14	126
		障がい	2	1	3	3	5	4	5	3	2	1	6	6	41	
		その他	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	5	
		令和6年度合計	14	8	13	15	16	22	20	14	11	5	13	21	172	
		令和5年度合計	8	11	12	6	17	6	10	3	10	11	5	5	104	
		令和4年度合計	7	6	12	2	13	13	6	18	4	9	11	11	112	
		金銭・財産について	高齢	16	22	12	28	16	34	30	20	25	22	18	31	274
		障がい	1	3	3	3	3	3	4	4	4	5	9	5	47	
		その他	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	4	
		令和6年度合計	17	25	15	31	19	38	35	25	29	27	27	37	325	
		令和5年度合計	12	10	14	6	24	10	10	3	23	13	16	12	153	
		令和4年度合計	30	8	26	24	31	21	6	20	19	19	20	39	263	
		将来に対する不安	高齢	20	20	14	21	12	31	25	17	18	19	6	28	231
		障がい	3	3	2	5	6	4	4	5	5	6	9	4	56	
		その他	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
		令和6年度合計	23	23	17	27	19	35	29	22	23	25	15	32	290	
		令和5年度合計	12	11	15	2	18	10	13	7	31	10	14	11	154	
		令和4年度合計	22	8	29	16	28	17	12	24	12	18	15	34	235	
		後見人業務について	高齢	8	14	6	12	6	10	9	8	8	2	5	13	101
		障がい	3	0	0	2	2	3	1	2	1	0	4	0	18	
		その他	3	3	1	1	4	2	0	2	1	0	0	1	18	
		令和6年度合計	14	17	7	15	12	15	10	12	10	2	9	14	137	
		令和5年度合計	6	6	9	2	17	6	3	4	9	11	5	8	86	
		令和4年度合計	11	11	18	7	10	2	9	11	10	11	3	13	116	
		後見センターについて	高齢	1	2	2	0	0	2	1	2	4	0	1	1	16
		障がい	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	0	5	
		その他	2	7	1	1	2	3	2	1	4	2	0	1	26	
		令和6年度合計	12	12	5	4	8	10	8	12	10	4	4	49	138	
		令和5年度合計	3	3	3	2	4	7	6	2	6	8	4	28	76	
		令和4年度合計	2	5	8	8	8	5	4	4	3	4	3	29	83	
		その他(※)	高齢	6	2	4	3	2	3	3	2	4	0	3	3	35
		障がい	0	0	1	2	0	1	0	1	0	0	1	0	6	
		その他	0	0	0	0	2	2	2	0	1	0	2	3	12	
		令和6年度合計	6	2	5	5	4	6	5	3	5	0	6	6	53	
		令和5年度合計	3	2	5	3	3	2	3	5	6	2	4	4	42	
		令和4年度合計	11	1	0	2	7	2	2	5	1	2	1	6	40	

※…障がい相談支援事業所や医療機関。

R7年度は、医療機関と障がい相談支援事業所の分類を独立させる予定。

4. 制度利用促進

●後見人等受任者調整

親族による申立が見込まれない相談ケースについては関係会議を開催し、課題にあった第三者成年後見人が受任されるよう調整を行っています。

(1)ケース会議(毎月第二火曜日に定例開催)

メンバーは、山形市長寿支援課ようご支援係、障がい福祉課障がい福祉第二係、成年後見センター担当。

(2)ケース方針調整会議(毎月1回開催)

メンバーは、山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、ばあとなあ山形、山形市社会福祉協議会法人後見の第三者受任機関より1名委員を選出いただいている。

事務局として山形市長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが運営しています。

R6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	1	2	4	4	4	0	5	5	2	3	3	3	36
ケース方針調整会議	1	2	4	3	4	0	5	4	2	3	3	3	34
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
調整保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市長申立状況	
29件(長寿支援課)	
4件(障がい福祉課)	

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数	類型別	件数	受任調整先	件数
高齢者	32	後見	25	県弁護士会	2
障がい者	2	保佐	6	リーガル	6
合計	34	補助	1	ばあとなあ	15
		未定	2	市社協	9
		合計	34	市民後見人	2
				保留	0
				合計	34

※課題解決後リレー 2件

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
ケース方針調整会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整保留	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2

市長申立状況	
29件(長寿支援課)	
4件(障がい福祉課)	

※6月会議に2月保留案件の再調整が1件含まれている。6月の保留案件は翌月に調整済み。10月の保留案件は、再調整前に本人死亡。

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数	類型別	件数	受任調整先	件数
高齢者	39	後見	29	県弁護士会	2
障がい者	5	保佐	14	リーガル	3
合計	44	補助	1	ばあとなあ	16
		未定	0	市社協	21
		合計	44	市民後見人	1
				保留	2
				合計	45

※課題解決後リレー 4件

※リーガルと市社協による複数後見 1件

R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
ケース方針調整会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
調整保留	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3

市長申立状況	
28件(長寿支援課)	
0件(障がい福祉課)	

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数	類型別	件数	受任調整先	件数
高齢者	29	後見	25	県弁護士会	1
障がい者	1	保佐	5	リーガル	2
合計	30	補助	0	ばあとなあ	9
		未定	0	市社協	13
		合計	30	市民後見人	3
				保留	3
				合計	31

※リーガル・社協複数後見1件

●市民後見人の養成

(1)市民後見人名簿登録推移

	修了者累計(※1)	登録者(※2)	受任者(※3)
H28	22(22)		0
H29	34(12)	14	1
H30	45(11)	23	4
H31	58(13)	28	6
R2	69(11)	37	3
R3	77 (8)	46	3
R4	86 (9)	48	7
R5	87 (9)	49	8
R6		30	7

※1 ()内は当該年度の修了者数。

※2 前年度までの修了者で、当該年度の5月に家裁に登録した人数。

講習を修了しても、市民後見人登録を希望しない修了者もいる。

※3 受任者は年度内の最大値

(2)市民後見人養成

令和6年度は、山形県において県民を対象に「市民後見人養成研修」を実施しました。

山形市にて活動を希望する県研修修了者について、補講、面談等を通じて今後の活用を検討します。

(3)養成講習修了者への支援

フォローアップ講習：令和5年度市講習終了者の補講として、11月6日の上記県研修を受講しました。

●令和6年度における市長申立事務状況

事務の流れ：相談～アセスメント・各種調査（戸籍調査・親族意思確認等）～受任者調整会議～申立て市長申立案件と判断してから申立てまでの期間につきましては概ね5ヶ月となっております。

申立てまでに時間を要する要因としては「親族確定（戸籍調査）・調整」「本人の状況把握」があります。

相談段階で戸籍調査を開始する、調査中でも受任者調整会議に諮る等、円滑な事務遂行を進めます。

●後見人等報酬助成（令和7年1月末時点）

令和6年度		令和5年度		令和4年度	
高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者
52	5	46	7	47	6
計	計	53	7	53	6

5. 後見人支援について

(1)後見支援チーム会議

市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、後見人や関係者が、情報共有や支援の方向性を検討する後見支援チーム会議を開催しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	2	2	2	3	1	1	1	6	1	0	0	6	25
令和5年度	0	2	0	3	1	3	5	2	4	4	3	2	29
令和4年度	2	4	3	2	0	2	3	3	2	2	1	1	25

(2)後見支援チーム会議への専門職派遣

後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職を派遣し、課題解決に向けたアドバイスが得られるように支援しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
令和5年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和3年度	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	5

(3)利用支援事業周知リーフレットの作成・周知

1,000部作成し、ケアマネ等専門職向け研修等で配布しました。

報告(2) 各団体・機関の活動状況

団体名	山形県弁護士会
活動状況	<p>1 年1回の後見実務研修(裁判官講師)</p> <p>2 弁護士会の後見メーリングリストでの後見実務の情報共有</p> <p>3 各市町村の受任者調整会議への弁護士の派遣</p> <p>4 裁判所との協議会の実施</p>
団体名	成年後見センター・リーガルサポート山形支部
活動状況	<p>1 専門職団体として、山形市、天童市、置賜地域、鶴岡市の成年後見センターに委員として派遣している。</p> <p>2 「高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」に参加し、専門職団体、山形県と相互の情報交換を行っている。</p> <p>3 山形県司法書士会との共催で毎月第3木曜日の午後6時から8時に無料電話相談会を実施している。</p> <p>4 リーガルサポートの会員に対して、受任事件の報告を受けフォローする取組を行っている。</p>
団体名	山形県行政書士会
活動状況	<p>1 山形県社会福祉協議会主催の山形県法人後見実施団体養成研修に出席した。</p> <p>2 一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター山形県支部主催で、一般市民向けの成年後見相談会を令和6年6月に開催した。</p> <p>3 山形県行政書士会会員に対し成年後見制度及び周辺知識についての研修会を令和7年7月に開催した。</p>
団体名	医療機関(山形さくら町病院)
活動状況	<p>患者からの希望がある場合に診断書を作成している。</p> <p>また、通院中、入院中の患者に対し必要時には制度の説明や利用促進を行っている。</p>
団体名	山形市民生委員児童委員連合会
活動状況	山形市民生委員児童委員連合会は各委員の資質向上を目指して6部門の研修部会を設置している。希望する委員が各々の部会に所属し、研修会や勉強会を通して自らの専門的知識の向上に努めている。そのうち、高齢者部門では福祉制度について研修会を予定するなど、自己啓発に向けた取組みをしている。

団体名	山形県社会福祉士会
活動状況	<p>(1)目的 成年後見センター「ぱあとなあ山形」運営規程に則り、適切な運営を行うとともに、成年後見制度利用促進等に資する研修等の企画・運営・調査等を行う。</p> <p>(2)「ぱあとなあ山形」の運営・名簿登録者の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登録者の管理　・「ぱあとなあ山形」運営委員会の開催(年6回) ・成年後見人等受任会員への支援体制の強化・事例検討会等の実施(年2回程度) ・基本実務研修の実施(令和7年6月21日)・業務監査委員会の開催(年2回) <p>(3)市町村の中核機関・制度利用促進施策に対する協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中核機関の設置検討・準備、受任調整会議等への運営委員又は会員派遣 ② 市町村計画策定等への運営委員又は会員派遣 <p>(4)住民・支援関係機関向け相談会及び講座の開催・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中核機関等で実施される住民講座への講師の運営委員又は会員の派遣 ② こまくさ連絡会や関係機関と連携した相談会・研修会の実施 <p>(5)成年後見に関する電話相談・来所相談・訪問相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度・権利擁護に関する随時相談対応等 <p>(6)法人後見業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務執行者を「ぱあとなあ山形」会員に依頼し実施 <p>(7)山形県委託事業。成年後見制度利用促進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長申立てに関する研修会 ・意思決定支援に関する研修会 ② 専門職派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護アドバイザーの派遣 ・体制整備アドバイザーの派遣 <p>(8)成年後見人材育成研修及び、成年後見名簿登録研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見人材育成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年7月26日(土)、8月23日(土)、9月27日(土)、10月25日(土) ② 成年後見名簿登録研修 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年11月15日(土)

団体名	山形県知的障がい者福祉協会
活動状況	協会会員の事業所に向けて権利擁護に関する研修会を随時開催している。 また、研修会の中で成年後見制度について情報提供している。
団体名	山形市障がい者自立支援協議会
活動状況	各事業所の個別ケースの中で必要に応じて相談や情報共有に対応している。 相談支援事業所からの情報提供とともに、家族等から制度に関する問い合わせ等があつた際に対応している。
団体名	山形市地域包括支援センター権利擁護部会
活動状況	<p><u>1 成年後見制度に関する相談の現状</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各センターによって違いはあるが、令和6年度の相談件数は0～8件。 内容は、金融機関の手続きや不動産売買の手続き困難、老後の不安を抱えた子供のいない夫婦から今後に備えて内容を知りたい等。 ・支援者不在の方など、今後後見申し立てが必要かどうか検討するためのカンファレンスを開催する、必要性についてスクリーニングを行う等の対応を行った。 ・後見利用について居宅 CM から相談を受けるケースや、任意後見について説明を受けたいと相談がある。また近年、包括で本人情報シートを記入する機会が増えている。 <p><u>2 成年後見制度の周知啓発活動の方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括だよりへの掲載。 ・広報誌(回覧、LINE、いきいきサロン等)。 ・民協会や地域活動でチラシの配布などで周知を行っている。 ・包括主催の認知症カフェにて成年後見センター職員によるミニ講座を開催した。 ・介護予防講座にて後見センターによる講話。 ・福祉協力員に対する福祉のしおり説明時に、後見センターの窓口について情報提供。 ・実習に来た看護学生や社会福祉士の取得を目指す学生へ、DVDを活用し制度説明。 <p><u>3 成年後見制度に関して課題に感じていること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の活用だけでなく、身寄りがない方への支援について国の動向を見守りたい。 ・成年後見制度に繋がるまでの期間に不安を感じる。 また、利用するにあたっての費用の問題、特に精神鑑定にかかる費用負担が大きい。 ・後見人の業務の範囲とそれに対する周囲の理解に乖離がある。 成年後見人＝身元引受人、入院や手術の同意ができる人と理解している機関がある。 ・金銭的な負担などを考慮して利用に繋がらなかったケースもある。

団体名	やまがた市民後見サポートセンター
活動状況	<p>1 専門職後見人からの受託事業(被後見人宅の草刈り等)。</p> <p>2 6月に相続の基本と後見に関する用語の整理についての内部研修を実施。</p> <p>3 電話による個別相談への対応。</p>
団体名	山形県健康福祉部高齢者支援課
活動状況	<p>1 山形県成年後見制度利用促進会議 三士会、県社会福祉協議会、当事者団体、市町村、家庭裁判所と県及び市町村の成年後見制度利用促進施策に関する協議を実施している。</p> <p>2 市町村長申立てに関する研修会、意思決定支援に関する研修会 県社会福祉士会に委託し、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修会を開催している。</p> <p>3 市民後見人の養成に関する研修会 地域包括支援センター等協議会に委託し、市民後見人、法人後見の支援員、日常自立支援事業の生活支援員等を養成する研修会を開催している。</p> <p>4 法人後見実施団体の養成に関する研修会 県社会福祉協議会に委託し、市町村社会福祉協議会などによる法人後見の推進に係る研修会を開催している。</p>
団体名	山形家庭裁判所
活動状況	<p>1 制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明(講師派遣等)、各種統計資料等の数値を提供。</p> <p>2 地域連携ネットワーク機能の強化、福祉・行政と司法との相互理解の促進を目的とした、県・自治体担当者との意見交換。</p> <p>3 県主催自治体担当者向け研修会、自治体主催協議会等へのオブザーバー参加。</p> <p>4 受任者調整会議へのオブザーバー参加、マッチングや後見人支援等における中核機関等と家庭裁判所との連携イメージについての説明や意見交換。</p> <p>5 専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力。</p>

令和7年度 山形市の成年後見制度利用促進の取組

1. 地域連携ネットワークの強化

(1)「山形市成年後見推進協議会」を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。 【実施主体:山形市、成年後見センター、関係機関】

・第1回…令和7年8月1日開催。・第2回…令和8年2月開催予定。

(2)成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例検討等を行う。

【実施主体:山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等、民生委員児童委員、福祉協力員】

★各種団体と連携し、効果的な制度周知の機会を検討する。

(例:包括⇒圏域内介護サービス事業所)

★既に制度説明を行っている団体には事例検討等の機会を検討する。

(例:民生委員児童委員⇒高齢福祉研究部会)

(3)制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者の見守り活動との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。 【実施主体:山形市、成年後見センター】

民生委員児童委員及び福祉協力員においては、出前講座等の制度周知機会の拡大、制度浸透に努める。

町内会・自治会においては、制度周知の機会を検討する。

2. 周知・広報

(1)成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。

【実施主体:山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等】

・相談対応のほか、各種研修会等の機会にパンフレットを活用して制度説明を行う。

・「センターだより」を令和7年5月に500部発行。公民館・コミュニティセンター等に配布した。

★第11号の掲載内容・配布先について検討する。※例:各種類型のメリット・事例

⇒

(2)市民へのより効果的な制度周知のため、「広報やまがた」や「市公式ホームページ」への掲載に加え、SNS を活用した周知を行う。 【実施主体:山形市、成年後見センター】

現在掲載している「市公式ホームページ」の内容を改善する。市広報課と効果的なSNS活用方法を検討する。

(3)民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体:山形市、成年後見センター、民生委員・児童委員】

「取組1-(2)及び(3)」と同様、各機関と連携して周知方法を検討する。

(4)関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。 【実施主体:山形市、成年後見センター】

上記機関に、パンフレット及びセンターだよりを配布する。

(5)地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する「出前講座」を開催する。 【実施主体:成年後見センター】

民生委員児童委員や介護サービス事業所等に、出前講座について周知を行う。

(6)成年後見制度「市民セミナー」を開催する。 【実施主体:成年後見センター】

令和7年9月30日(火)開催予定。制度説明の集合型講義のほか、講義終了後に個別相談会を開催する。

(7)任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。

【実施主体:山形市、成年後見センター】

パンフレットやセンターだよりに、各種類型の記載を行う。

3. 相談対応

(1)「総合相談窓口＝成年後見センター」「身近な相談窓口＝地域包括支援センター・障がい相談支援事業所」等、支援が必要な方のニーズに応じた相談窓口の周知を行う。

相談においては、相談者のニーズに応じた適切な対応を行うため、専門職団体、法テラス、福祉まるごと相談や生活サポート相談等の関係機関と連携して対応する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

- ・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」「障がい者福祉制度利用のしおり」等に相談窓口を掲載している。
- ・障がい福祉制度説明会において、市民に対して制度の利用や相談窓口の周知を行う。
- ・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行いながら、連携した対応を行う。

(2)相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等の職員に対する研修を実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

- ・後見センター：制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施する。
- ・包括、相談支援事業所：「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」を共有した。

4. 成年後見制度利用促進

(1)市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、福祉サービス利用援助事業生活支援員としての活動を推進する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・受任者調整会議における専門職からのリレー案件及び直接受任増加のための検討、調整を継続する。
- ・生活支援員活動に加え、市民後見人候補者の資質向上のためのフォローアップ講習を開催する。

(2)市民後見人及び候補者の交流・情報交換を行う「市民後見人連絡会」を開催するとともに、同組織による「出前講座」「市民セミナー」の運営を支援する。 【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・上記のフォローアップ講習を、R 6県研修修了者を含めた全員対象で開催し、「連絡会」組織化に繋げる。
- ・活躍の場の機会の創出の趣旨(地域における後見制度の周知啓発)を説明し、「出前講座」「市民セミナー」における市民後見人及び候補者が制度説明や事例報告を行うことを提案する。

(3)専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。

【実施主体:山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会、市社協】

(4)成年後見制度市長申立てを実施する。

【実施主体:山形市】

(5)後見人等報酬助成を実施する(本人・親族申立てを含む)。

【実施主体:山形市】

5. 後見人支援の推進

(1)本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催し、情報共有を行う。

後見活動開始後も、チームで連携した対応を行う体制を構築する。

【実施主体:山形市、成年後見センター、関係機関】

(2)専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、引き続き周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。

【実施主体:山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会】

(3)親族申立案件及び親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、円滑な後見活動を支援する。

【実施主体:山形市、成年後見センター】

家庭裁判所との連携を行い、親族申立案件や親族後見人への利用支援リーフレットの配布等、効果的な周知啓発方法について検討を行う。

山形市成年後見制度活用検討チェックリスト

令和 年 月 日

利用者名 : _____ 記入者職氏名 : _____

アセスメントの結果、家族等の支援が受けられない、または、家族等の代理行為が認められない等で、契約行為、財産管理等の課題がある方に使用します。

- ・○にチェックがある場合は「福祉サービス利用援助事業」の活用を検討する必要があります。
- ・□に1つでもチェックがある場合は「成年後見制度」の活用を検討する必要があります。

◆ 1 判断能力

① 何らかの認知症、知的障がい、精神障がいを有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している=判断能力が不十分。【補助相当】	<input type="radio"/>
② 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる=判断能力が著しく不十分。【保佐相当】	<input type="radio"/>
③ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ支援を必要とする=判断能力が全く無い。【後見相当】	<input type="checkbox"/>

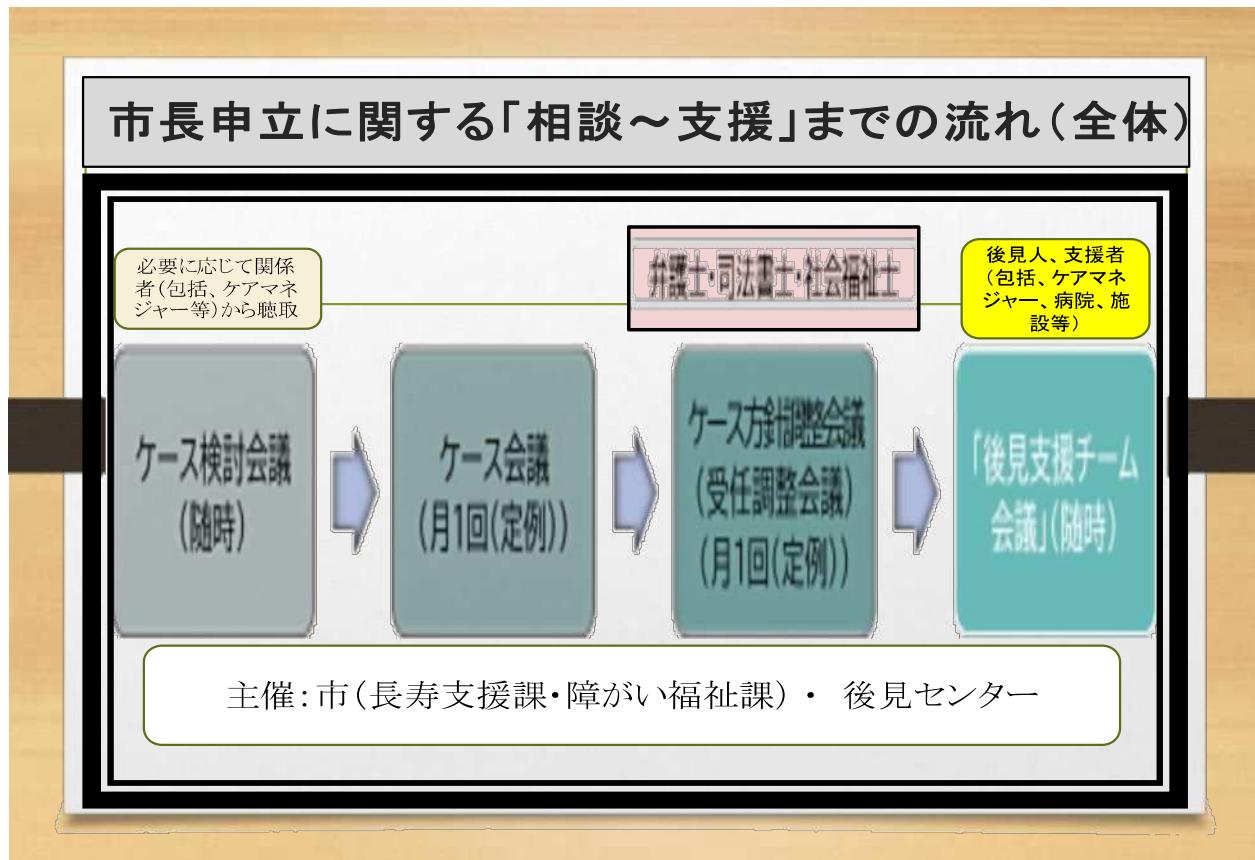
◆ 2 財産管理

① 日常的な金銭管理に支援が必要。	<input type="radio"/>
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	<input type="radio"/>
③ 各種手当等の受取り手続きが必要。	<input type="radio"/>
④ 年金・生命保険などの請求の手続きが必要。	<input type="checkbox"/>
⑤ 税金の申告が必要。	<input type="checkbox"/>
⑥ アパート賃貸借等、各種契約の手続きが必要。	<input type="checkbox"/>
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	<input type="checkbox"/>
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	<input type="checkbox"/>
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	<input type="checkbox"/>
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要。	<input type="checkbox"/>
⑪ 遺産相続（相続放棄含む）の手続きが必要。	<input type="checkbox"/>
⑫ 裁判所の手続き（自己破産等）が必要。	<input type="checkbox"/>

◆ 3 身上保護

① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	<input type="radio"/>
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	<input type="checkbox"/>

令和7年2月 山形市成年後見センター



市長申立に関する「相談～支援」までの流れ(1)

●相談(随時):市担当課・後見センター

- ・地域包括支援センター、病院、施設等からの相談。
 - ・個別地域ケア会議等への参加、ケースへの訪問等。

★**地域担当制**: 地域包括支援センターと市担当課・後見センター。
★「日常生活自立支援事業」と「後見センター」が同じ部署。

●ケース検討会議(月1回):市担当課

生活状況、親族状況から、後見制度利用及び市長申立の必要性を検討。

★対象者が抱える問題が複雑化しているため、定例会議にこだわらず、係内で隨時相談を行うことが出来る体制を作っている。

市長申立に関する「相談～支援」までの流れ(2)

●ケース会議(月1回):市担当課・後見センター

受任候補者の検討。後見活動に必要な情報整理。

●ケース方針調整会議(月1回)

委員:弁護士・司法書士・社会福祉士・市社協法人後見。

オブザーバーとして家庭裁判所も参加。

内容:後見人等受任候補者の協議・決定。

リレー・複数後見の場合は、その理由も申立書に記載する。

後見活動における課題の整理及び対応方針。

喫緊の課題に加えて、死後対応等の長期的課題も検討。

市長申立に関する「相談～支援」までの流れ(3)

●後見支援チーム会議

選任後、後見人を含めた関係者が参集して情報共有。

後見人、ケアマネジャー、施設職員、包括等。

●被後見人を中心としたチームの形成⇒活動時の連携機関の明確化。

●専門職派遣事業

解決に専門知識が必要な課題⇒弁護士等に助言依頼。

例:多重債務を抱えた被後見人の債務整理。

●後見活動への継続的な支援

⇒就任後に専門的課題が生じても専門職に相談出来る体制を整備。

山形市成年後見推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者（以下「認知機能に障がいを有する者等」という。）の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議等を行うため、山形市成年後見推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議等を行う。

- (1) この市における成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) その他認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に資すること。

(構成)

第3条 推進協議会の委員は、認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に係る諸課題に関する優れた識見を有する者として次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 権利擁護関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 行政関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進協議会に会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより特定の個人、団体等に不利益をもたらすことが予見される場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の会務を処理させるため、福祉推進部に事務局を置く。

2 事務局員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。